

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年十二月十三日法律第百三十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定 公布の日
- 二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日